

第七十二回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第六号

昭和四十九年五月十五日(水曜日)
午後二時四十六分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 久野 忠治君

理事 笹山茂太郎君

理事 大柴 滋夫君

理事 津金 佑近君

赤澤 正道君

小島 徹三君

難尾 弘吉君

堀 昌雄君

林 百郎君

小沢 貞孝君

出席国務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席政府委員

自治省行政局選 土屋 佳昭君

選挙部長

委員の異動

五月十五日

辞任

小泉純一郎君

補欠選任

永山 忠則君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 第九〇号)

○福永委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林孝矩君。

○林(孝)委員 公職選挙法の一部を改正する法律案に関連して質問をいたします。

まず最初に、本法案の中の在宅投票の問題を中心にお伺いしますが、すなわち憲法に保障された基本的権利である参政権については、すべての人に平等に保障されなければならないことは当然のことだと思っております。したがって、在宅投票の対象者についても、今日この法案が提出されるまで本委員会において質問を重ねてきたごとく、私はいわゆる今回対象になっておる九万八千の身体障害者のみではなく、その他のたとえば寝たきり老人三十五万三千、あるいは一時的な障害者、いわゆる歩行困難な一時的な障害者あるいは妊産婦等こうしたいわゆる疾病によって投票ができない人たちが、こういう人たちをも含めて在宅投票の対象にすべきである、このように今日まで主張してきたわけでありました。

で、法案を見ますと、先ほど申し上げましたように、九万八千という対象者に限定されておるわけですが、まずこの九万八千という対象者に限定された根拠、そうして第二番目にはこの九万八千という対象者が、本委員会において同僚議員の指摘もありましたごとく、寝たきり老人を含める等々、もっと幅広く対象者として在宅投票を行なわせるべきであるという意見がほとんど各党の委員からも主張されたわけでありました。自治大臣は今回のこの身体障害者の対象者九万八千人をさらに幅を広げて寝たきり老人等を含めて、あるいは妊産婦等を含めてこの法案の対象にするという考えがどうか。これにはやはり当委員会の意見の一致というものが必要だと思っておりますが、もし意見の一致が見られた場合、大臣としては、その意図を受けて、法案のいわゆる身体障害者九万八千人をさらに対象者を拡大するという方向を考えられるかどうか、その点について明確なる答

弁をいただきたいと思うわけでありました。

○町村国務大臣 このたびの在宅投票を広げるということにいたしましたのも、これは申し上げるまでもなく、広く投票権を行使することを確保したいという考えから出たものであることは言うまでもございません。ただ、たびたびお答え申し上げておるのでございますけれども、一面において、選挙というものはあくまでも公正が確保されなければならぬ。御承知のように、以前広く在宅投票等を認めたことがございますけれども、その場合非常な弊害が出たというようにございまして、これをやめたいきさつのあることは、申し上げるまでもございせん。したがって、そういったような角度から、このたびできるだけ投票権を広く確保するという考えと同時に、選挙の公正があくまでも確保される方法を講ずるんだというために、いま申し上げたような考え方を私どもは最終的にまとめて御提案申し上げ、御審議を願うということになったような次第でございます。

そこで、もし各党の間にさらにこれを広げるといふことに意見の一致を見たらどうかというお尋ねでございますが、申し上げるまでもなく、私どもも基本的にはできるだけ広げたい。しかし、いま申し上げたように、あくまでも公正が確保されるというところでなければいけない。したがって、いま御指摘のございましたような、寝たきり老人あるいは一時的な歩行困難者というところまで広げるということになりますと、具体的に公正の確保というところに現在ではなかなか自信の持てるような案がでないというところで、こういったことになったわけでございます。その点は御了承をいただきたいと思います。

○林(孝)委員 大臣が心配されておるのは、公正の確保ができないという点だと私は受け取りました。

そこで、公正の確保ができるという環境、条件が整った場合に、そしてかつ、この在宅投票という立法趣旨がさらに大きく顕現されるということが望ましいわけでありまして、そのような条件環境というものが整った場合は大臣としてどのような態度に立ちになるか、お伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 これは先ほどもお答えを申し上げたわけでございますが、私どもも、投票権がありながらこれが行使できない者が数多く存在するということはまことに遺憾なことでありまして、なるべくこれを拡大するという基本的な考え方は何ら林議員とも異なることはないと私は考えておるのでございますが、ただ、実際問題として、先ほど御指摘の寝たきり老人等になりました場合、ほんとうに公正を確保する具体的な方法がはたして一体――いま各党の間で御意見の一致を見るような、みなが何ら心配のないというような方法をここに確立をしてみたいということにはかなりの困難があるんじゃないかというように考えております。

○林(孝)委員 その困難を乗り越えてわれわれとしてはこの立法趣旨を生かしていきたい、そういう考えでいるわけでありまして、困難であろうという大臣の見通し、われわれは、何とかその困難を乗り越えて対象者を拡大していきたい、こういう考え方であるわけではあります。

そこで、制度上の欠陥とか運用上の問題で、大臣が心配されておるようなそうした選挙の公正が確保されないというようなこと、これは私は論外だと思っております。これは改めることにはばからないわけでありまして、改めていけば、今日までの失敗という一つの経験をなくしていけばいいわけではあります。問題は、もっと次元の高いところにあると思うわけではあります。いわゆる選挙権を有しながら行

使できないという状態、こういう事態を本委員会においてなくすための努力、こういうものが大事であり、そして今回のこの在宅投票の立法趣旨もそこにあると思うわけです。したがって、大臣がそういう困難というふうにおっしゃいますけれども、その困難を乗り越えてわれわれは何とかそうした目的を達成したい、こういうふうに見えるわけです。

これは仮定の議論になるわけですが、そうした困難を乗り越えてわれわれが一致した場合に、やはり結論的にいうと、大臣は、今回はもうこれはどうしようもない、これ以上の拡大は考えられない、逆にいえばそういう考え方で今後最初志貫徹されるのか、その点をはっきりしておいていただきたいと思うわけであります。

○町村国務大臣 実はいま御心配になっております、もっと広げていかも公正を確保するのはどうあるべきかということで、事務局といたしましてはかなりの研究をずいぶん長い間いたしたわけでございまして、結果最終的には、このたび御提案を申し上げるという内容のものに相なったわけなのでございまして、この間の問題につきまして選挙部長から少しくお答えをさせることにいたしましたように。

○土屋政府委員 基本的には、大臣からお答え申し上げましたように、選挙権を有しながら実際に投票ができないという方々のために制度を拡充する、そういったことは私も基本的に持っていておるわけでございまして、お説のようにいろいろと歩行困難な方の対象というものが広うございまして、一時的な疾病の方もございすれば恒久的な方でも、たとえば寝たきり老人といった形の方もおられるわけでございまして、そういったものについて私も一々慎重に検討を重ねてきたわけでございまして、しかしながら、傷病等による一時的な歩行困難者を対象にいたしますと、実際にはなかなかその選挙時にどういう形態でそういう方々がおられるのか、足の不自由な方もおられるれば、普通の病気の方もおられるでしょう、そう

いったものはなかなか把握が容易でない。しかし、そういう場合は、過去の例にかんがみまして、医者の証明ではなくて診断書といったような明確なものを取って、それで判定したらどうかといったような御提案もあつたわけでございまして、そういうことも含めて私もいろいろ検討したわけでございまして、私どももいろいろ検討したわけでございまして、その認定というのは、医者の診断ということになりまして、一時的な歩行困難であるということとの明確な基準というものが、それぞれの立場で御判定はなさるんでございまして、それとも一定しました一つの基準のもとに統一した判断というものがなかなか人によって違ふことになるであらう。そういうことになりまして、その結果、こういう場合は一時的な歩行困難の診断をしたが、同じような状況でもあるいはそういうことが証明できないということもあるかもしれせん。そういう非常に混乱を来たす対象者も非常に多い、いろいろなことを考えまして、私どもとしては、そういった証明段階における不正というものが過去の昭和二十六年の統一選挙でも非常に問題を起こしたということもございまして、そういう点を考慮して、今度今度踏み切るといふのは非常に公正確保の面から心配があるという結論を出したわけでございまして、なおまた長期的な歩行困難者の中でも寝たきり老人の問題がございまして、これも確かに寝たきり老人である場合は投票所に行けないということも事実あるわけでございまして、現行法令上あるいはまた制度上明確な統一した基準というものがございせん。こういった方々の実態というのはいろいろ福祉行政も進んで把握はなかなか進んでおらず、現状でございまして、なかなか十分に把握できていないという状況でございまして、そういった意味では、やはりこれも公正な認定というものが期せられないのじゃないかというところでございまして、やはり新しく長い期間かかって検討した結果復活いたしますには、私どもこれでは失敗したくないし、確かに基本的態度は先ほど申し上げたとおりでございまして、

でも、選挙の公正確保の意味で身体障害者手帳といたつたような専門的な機関によって事前に十分判定をされ、公的に証明された者を対象者に認定するということが適当であるということにいたしましたわけでございまして、もちろん、この寝たきり老人の方でも身体障害者手帳をもらえる方もおられるわけでございまして、そういった方はそういう面でも救われるわけでございまして、現段階においては私どもとしても過去の例にかんがみて、これなら十分いけるというところで一歩前進をしたいということと提案をしたわけでございまして。

○林(孝)委員 次に、巡回制度と郵便制度の問題であります、今回の法案で郵便制度が採用されておるわけであります。わが党はかねてから巡回を主張してきたわけであります、過去においていろいろな問題があつた郵便制度であります、今巡回制度に踏み切れたのはその理由を明らかにしたいと思ひます。

○町村国務大臣 実は、このたび巡回投票制度というものが踏み切ることができなかったわけでもございまして、確かに巡回投票制度は、選挙の公正を確保するという点ではすぐれた一面があるというところは、私どもも重々承知をいたしておるわけでございまして、ただ何ぶんにも選挙は御承知のとおりきわめて短い期間で、かりに巡回投票制度を実施するということになりますれば、そういった適格者には全部回って投票をさせなければならぬということに相なるわけでございまして、その相当の、しかも選挙のことに十分練達をいたしました職員を確保するということが必要でございまして、なかなかこれも容易でない。さらにまた非常に対象者が多いと考えられる大都市なりあるいは非常な僻地をかかえておるという様な地域では、実際問題としては巡回の実施が非常に困難じゃないかというふうに考えたのでありまして、制度としては、このほうが確かに長所があるというところは、私どもも十分理解をいたしておつたのでございまして、現実の制度としてこれを

取り上げるということは、今日の場合非常にむずかしいのではないかと、巡回制度を採用しないということにした理由でございまして。

○林(孝)委員 いまの答弁を伺ひまして、これは非常に時間がかかるということが一つの大きなネックになっておるのではないかと、巡回制度を実施するということになりますと、その早急にできるものではない、そういうことから考えますと、将来において十分準備期間を置いて巡回制度というものを採用する、こうした方向、可能性というものは大臣はどのようにお考えでしょうか。

○土屋政府委員 たいへん技術的な問題も出てまいりますので、かわりまして私から答えさせていただきます。

ただいまも大臣がお答え申しましたとおり、選挙の公正確保という点で巡回制度というものは確かにメリットがある、すぐれた点があるわけでございまして、御承知のように非常に短い選挙の期間、これは選挙によつても違ひますけれども、短い期間に多忙な選挙管理委員会の、しかも職員は非常に限られておるわけでございまして、そういった職員できわめて多数の該当者を対象に実施をするということでは非常に困難である。そこでそういったことであるならば他部局の職員の応援等求めるとかいろいろな手もあるんじゃないかという意見も出ようと思ひますが、非常に多くの人を集めるということは通常の日常業務というところにも支障を来すこともございまして、しかも、民間から人を頼んでその方にやってもらつたらどうかということもございまして、御承知のようにこの選挙事務というものは非常に複雑で、かつまた厳正な手続が必要でございまして、それに習熟する必要があるわけでございまして、またそういった方々が非常に公正中立な立場でなければならぬということも要請されるわけでございまして、民間からだれでもよいというわけにもまいりません。そういったことでなかなか人を得にくいということがあつたわけでございまして、特に多

数の対象者を持っており、大都市あたり、いつも例として引き出すわけでございますが、人口七十万をこえます世田谷、大田区等にありましては、たとえ一例を申しますと世田谷のことでは現在専従が二十三人おりますが、選挙になりますと二つの支所で不在者投票等で七人くらいさかされる、他部局からせいぜい併任が十人くらいだというような状況でございます。そういうところでも身体障害者だけでも八百人はおるであろう、寝たきり老人等含めると二十人からいるということでございます。そういう方々を対象に巡回投票となると、最低管理人と立ち会い人と三人以上かかる。そういった方が、その選挙の期日と申しまして、たとえば区会議員の選挙等は非常に期間が短うござい

ますが、その十日の間に公示の日とかあるいは投票の前後というものはとられますからその中間で四、五日動けるといたしましても非常にたくさん

の人数を必要とする、そういった人はとても得られないというところもございします。また離島あたりも多く、部落があるわけでございします。鹿児島県あたりにも片道三時間かかるようなところもございします。そういったところにおいていろいろと問題が起ころはしないか。たとえば大都市では交通渋滞が起って最後まで行けなかったら一体どうなるんだというところも考えます。運転手の過失等があったらどうなるんだとかあるいは離島の場合荒天の場合一体どうなるんだとか、豪雪の場合はどうなるんだとか、私どもとしてはいろいろの中身を考えて検討は十分慎重にいたしたわけでございします。実施が非常に困難であるという

ような結論でございします。

そういうことで、ただいまお尋ねとしては将来をうたったことが十分充足されるならば方向としてはどうかということでございますが、私どもとしては、もちろん選挙が拡充されていろいろな準備等も十分できるような体制になることは望ましいこととございします。そのときだけのために多くの職員をかかえてということもできかねるわけ

でございます。これは一つの考えではあるが、

将来にわたってなかなかむずかしい問題ではな

ろうかといったようなことを考えておる次第でござい

ます。

○林(孝)委員 次に、定数は正の問題についてお

伺いします。

先日の最高裁の判決で、議員数の配分は立法院

である国会の権限に属する、いわゆる立法政策の

問題として最高裁は判決を下したわけであります

が、したがってわれわれ立法院においてこの定数

は正の問題を早急に解決し、新しい方向というも

のを見つけ出していかねばならぬ、こう考

えるわけであります。

そこで、公選法の選挙区及び議員定数を定めた別表二でありますが、五年ごとに「国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」こういうふうになつておるわけであります。この規定が非常にあいまいな状態に置かれておる。これが最大のガンである、このように考へるわけであります。この公選法の別表二の規定というものを、もとと有効にまた有機的に機能するように運用していくというに對して大臣は決断を持たなければならぬのではないかと、このように思ふのですが、いかがでしよう。

○町村国務大臣 選挙というものが国民を代表する議員を選ぶということなのでございしますから、やはりその選挙区におきます定数というものが、できるだけ全国を通じて不均衡がないようになつていくことが当然のことであり、非常に望ましいことである。私も考えておる次第でござい

ます。したがって、最近における人口が大都市等に著しく集中をするという現状から考へてみま

すと、かなりの実是不均衡状態に相なつておるわけでございまして、この是正をはかるという

ことが必要なのはあらためて申し上げるまでもござい

しません。ただ、しかしながら、私があらためて申し上げるまでもなく、現在の定数をふや

すということに相なりました場合には、当然御承知

のように各選挙区別の定数を一体どうするか、い

まのような中選挙区のままにしてい

くのか、それ

とも、もし現在の中選挙区制のたてまえからする

人員をどうしてもふやさなければならぬという

ことになりますれば、当然この選挙区を割ると

いったような問題も考へていかねばならぬ。

さらに、そういうふうになりますれば、当然総定

数を一体どうするかといったような問題も検討を

いたさなければならぬということは申し上げる

までもないのでございします。

そういったことを考へてまいりますと、やはり

総体としてこの選挙の問題は考へていかねばな

らなものでございまして、やはりこのことは、政府といたしまして種々の角度からこういった問題

は取り上げて進んでまいらなければならぬので

ございまして、したがって、きょういま私からこ

こでどういう日程を進めてまいるかということに

ついてはお答えをいたしかねるわけでござい

けれども、私は、政府としては、この問題はな

べく早急に取り上げて実施に移すという考

えを基本としてこの問題に取り組んでまい

るべきものだ、

かように考へております。

○林(孝)委員 たとえば参議院選挙後において、

この衆議院、参議院の問題をひくくめるかある

いはひくくめるか別にして、とにかくこの

定数は正という問題考へなければならぬい

んではないか、タイミングとして、それぐら

いこと、今日までこうした問題が現実として

起つておるということに對する行政当局の責任

というものを、どう考へた場合も当然筋ではな

い、このように考へております。

○土屋政府委員 定数は正の問題がいろいろと議

論されておることも十分承知しておりますが、私

どもとしてはこれをどうするかということはい

ろの問題に關しましては、先ほど大臣からも御答

弁をいたしましたように、第七次選挙制度審議

会で区制を含む選挙制度全体の問題として検討

されておることも十分承知しておりますが、私

どもとしてはこれをどうするかということはい

ろの問題に關しましては、先ほど大臣からも御答

弁をいたしましたように、第七次選挙制度審議

会で区制を含む選挙制度全体の問題として検討

されておることも十分承知しておりますが、私

どもとしてはこれをどうするかということはい

ろの問題に關しましては、先ほど大臣からも御答

弁をいたしましたように、第七次選挙制度審議

会で区制を含む選挙制度全体の問題として検討

されておることも十分承知しておりますが、私

どもとしてはこれをどうするかということはい

ろの問題に關しましては、先ほど大臣からも御答

弁をいたしましたように、第七次選挙制度審議

会で区制を含む選挙制度全体の問題として検討

いった事実がございしますので、そういったものをどういうふうに扱っていくかという過程の中で検討していくことになるかと思ひます。そういった場合に、それじゃ事務的にどういったことが考えられるかということとは議論はいたしますけれども、やはりこういった大きな問題は、かりに定数をいじるというようなことになりますと、審議会なり何なり、そういった機関等でやはり検討していただくということも必要でないかと思ひておりますが、そういった方向がきまれば私どもとしてやるべきことを考えていくということになるかと思ひます。

○林(孝)委員 審議会で検討するといふ答弁があつたわけですが、大臣もそのようにお考えですか。

○町村国務大臣 さきの第七次選挙制度審議会では、御承知のとおりあいつた状況のもとに最終的な答申ということではなくて、一種の報告ということに相なつておたつたのでございすけれども、しかし中身としては私どもは答申とほぼ同様のものではないかというふうにお考へておるわけでございます。したがつて、あの中にはかなり具体的な今日選挙制度を改善していかなければならない場合に、われわれとしては十分に尊重していかねければならないと考へる多くの問題が提示されておるわけでございます。したがつて、さらに第八次の審議会を創設いたしまして、そこで審議を願ふことが適當であるか、それとも大体第七次制度審議会の御報告を土台といたしまして、今後政府としての改正案を具体化してまいるといふことにつきます。これは、まだ政府全体としては、この問題を具体的に進めるといふ段階に今日至っておりませんので、そういった具体的な内容の検討には入っておりませんけれども、私どもとしては、かなり進んだ第七次の選挙制度審議会の報告がございすので、こういったものを土台として、根本的な改善を行なうことにしてまいることが適當なのではあるまいか。これは私個人の見解でございますけれども、さように考へておるとこ

ろでございす。

○林(孝)委員 いずれにいたしましても、この定数は正という問題は、早急に解決していかなければならない問題だと思ひます。私は、最後に大臣に、この問題の早期の解決ということを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

○福永委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十一分散会